

青少年の善行を表彰・健全育成協力者に感謝状贈呈

青少年善行表彰

善い行いをした青少年を励ますことにより、一層の活躍を期待し、より良い地域社会をつくることを目的に行っています。お名前と表彰内容は次のとおりです。《敬称略》

◆消防への協力

- ◇向笠 直綱(朝日町) ◇内芝 帆乃香(中神町)
- ◇金子 安那(武蔵野) ◇佐橋 龍海(美堀町)
- ◇三永 雅喜(宮沢町)

◆令和7年度はたちのつどい実行委員

- ◇西村 鮎里(拝島町) ◇二ノ宮リム 虹(福島町)
- ◇菊地 晶(拝島町) ◇石森 さくら(福島町)
- ◇芦田 志勇(松原町) ◇真坂 遥(宮沢町)
- ◇山下 勝也(中神町)

◆青少年の指導に関すること

- ◇椎名 悠也(朝日町)



青少年健全育成協力者

青少年の健全育成活動を長年にわたり、積極的に行っている次の方々に青少年健全育成協力者感謝状を贈りました。《敬称略》

◆青少年とともにあゆむつつじが丘小地区委員会

- ◇中山 誠(宮沢町)

◆青少年とともにあゆむ光華小地区委員会

- ◇吉澤 智子(上川原町)

◆昭島市青少年委員の会

- ◇河村 豊(江戸川区東葛西)

◆つつじが丘みなみ子ども会

- ◇田中 仁彌(宮沢町)

◆昭島市スカウト育成連絡協議会

- ◇川瀬 真希子(昭和町)

◆青少年とともにあゆむ中神小地区委員会

- ◇下山 貴生(朝日町) ◇佐藤 実(中神町)

☆詳しくは、市ホームページ
または子ども政策係へ(TEL:042-544-4326)



子どもの権利条約とは？

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、子どもの基本的人権を世界全体で守るべきものとして定められています。世界中のすべての子どもたちが、幸せに健やかに育つためにもっている権利や特別な保護、配慮が必要な子どもたちの権利も定められています。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約) 4つの原則

1 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに直接・間接に関わるものが決められ、行われるときは、「子どもが一番大切にしていること・最もよいこと」を第一に、子どもと一緒に考えます。

3 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた大切な力を十分にその子のペースで育めるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分にかかわるあらゆることについて、自由に意見を表すことができ、おとなはそれを子どもの発達に応じて真剣に受けとめ、一緒に考え行動していきます。

これらの原則は日本の子どもに関する基本的な法律である「子ども基本法」に取り入れられています。子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の全文は外務省ホームページをご覧ください。

☆詳しくは、子ども政策係(TEL:042-544-4326)へ

外務省HPはこちら⇒

